

表1 推奨する二次利用条件表示一覧(参考:Europeanaでの採用状況)

	種類	解説	推奨	Europeana 採用状況
PDツール	CC0	著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供することを意味する。	◎	○
	PDM	著作権による制限がなく、自由に利用可能であることを意味する。	○	○
CCライセンス	CC BY (表示)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	◎	○
	CC BY-SA (表示-継承)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、改変した場合には元の作品と同じライセンスで公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるライセンス。	○	○
	CC BY-ND (表示-改変禁止)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用(転載、コピー、共有)が行えるライセンス。	○	○
	CC BY-NC (表示-非営利)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-SA (表示-非営利-継承)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるライセンス。	○	○
	CC BY-NC-ND (表示-非営利-改変禁止)	原作者のクレジット(氏名、作品タイトルなど)を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを主な条件に、作品を自由に再配布できるライセンス。	○	○
Rights Statements	IN COPYRIGHT (著作権あり)	著作権が存在しており、公開した者自身が著作権者であるか、著作権者から利用許諾を得ているか、又は何らかの権利制限規定により利用提供している場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - EU ORPHAN WORK (著作権あり-EU孤児著作物)	著作権は存在すると考えられるものの、EU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)に基づいて利用されている場合に用いる。		○
	IN COPYRIGHT - EDUCATIONAL USE PERMITTED (著作権あり-教育目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、教育目的の利用が認められた場合に用いる。	○	○
	IN COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE PERMITTED (著作権あり-非営利目的の利用可)	著作権は存在するものの、著作権者により、非営利目的の利用が認められた場合に用いる。		
	IN COPYRIGHT - RIGHTS-HOLDER(S) UNLOCATABLE OR UNIDENTIFIABLE (著作権あり-著作権者不明)	著作権は存在するものの、一定の合理的な調査を経ても、著作権者が判明しないか、または連絡先がわからない場合に用いる。		
	NO COPYRIGHT - CONTRACTUAL RESTRICTIONS (著作権なし-契約による制限あり)	パブリック・ドメインになっているものの、第三者の利用については契約で何らかの制限が課されている場合に用いる。このマークを用いる場合には、契約による制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	
	NO COPYRIGHT - NON-COMMERCIAL USE ONLY (著作権なし-非営利目的のみ利用可)	すでに著作権は消滅しているものの、公的機関と民間企業の協定により、非営利目的の利用に制限してデジタル化した場合に用いる。		○
	NO COPYRIGHT - OTHER KNOWN LEGAL RESTRICTIONS (著作権なし-他の法的制限あり)	すでに著作権は消滅しているものの、他の法的制限により自由な利用ができない場合に用いる。このマークを用いる場合は、法的制限の具体的な内容を示す必要がある。	○	○

	NO COPYRIGHT - UNITED STATES (著作権なし-米国の法律上)	アメリカ合衆国の法律で、パブリック・ドメインになった場合に用いる。		
	COPYRIGHT NOT EVALUATED (著作権未評価)	著作権の状態が不明で、表示者が著作権の状態を決定するための調査を尽くしていない場合に用いる。	○	○
	COPYRIGHT UNDETERMINED (著作権未決定)	著作権の状態が不明で、かつ著作権の状態を決定するための調査を尽くしたが、判明しなかった場合に用いる。		
	NO KNOWN COPYRIGHT (知る限り著作権なし)	表示者において、著作権その他の権利がないと信じるだけの合理的な理由があるものの、著作権がないという決定まではできない場合に用いる。		
日本独自の表記	COPYRIGHT UNDETERMINED - JP ORPHAN WORK(案) (著作権未決定-裁定制度利用著作物)	裁定制度による利用の場合に用いる。著作権者が不明である等の理由により、相当の努力を払って権利者を検索してもその著作権者と連絡することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより、適法に著作物を利用することができる。	○	

注:DPLA では、PD ツール、CC ライセンス、Rights Statements のほか、自由記入による表示も使われている。

(出典)デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」平成 29 年 4 月(p.32)、RightsStatements.org のウェブサイト
<http://rightsstatements.org/>、Europeana のウェブサイト<https://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements>、五常総合法律事務所ウェブサイトコラム「Right Statements の解説-新しい著作権表記について」<https://www.gojo-partners.com/column-ps/2024/>に基づき作成